

令和4年3月1日

貨物自動車運送事業者（各位）

愛知県過積載防止対策連絡会議

愛知県警察本部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中日本高速道路(株)名古屋支社
中部運輸局愛知運輸支局
独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行の防止等について（お願い）

平素は運輸・道路行政に対し格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の約9割を占め、我が国の産業・経済の発展、災害時の物資輸送に至るまで、国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところであります。また、各事業者は運転者不足が深刻な中であつても荷主の皆様ニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力をしております。

安全な輸送が責務である一方で、過去には、車両の最大積載量を超える貨物を積載して運行する「過積載運行」によって横転事故が発生し、多数の死傷者を生じさせた事例がございます。自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」や、道路管理者から通行許可を受けずに高速道路、一般国道等道路法上の道路を一般的制限値を超過して運行する「車両制限令違反」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を引き起こす危険性が極めて高く、死傷者を伴う重大事故の要因や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下を招くなど、環境整備の阻害要因となっております。

このため、道路交通法や道路法等では、過積載運行に関し、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対し、現地での減積等再発防止命令の規定や罰則が定められ、通達により告発もおこなわれます。さらに、国土交通省等におきましても、一斉取締りを行い重量超過等の違法車両の排除の推進や、荷主の皆様に対し再発防止協力要請書を交付するなどして、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しても、過積載運行を含む輸送の安全の低下に直結する法令違反に対する行政処分基準の見直し、強化を図ってきたところです。

過積載運行の防止等は、トラック運送事業者の基本的遵守義務であるとともに、輸送の安全確保や輸送秩序の維持を図る上で重要な課題であり、運送事業者自らが法令を遵守する自覚が第一であります。なおいっそうの過積載運行の排除を進めるためには、荷主の皆様のさらなるご理解とご協力をいただくことが不可欠であります。

つきましては、貴殿（社）におかれましても以上のような趣旨を十分にご認識のうえ、荷主との連携を密にして過積載運行の排除に努めていただきますようお願い申し上げます。

問合せ先
（事務局）

名古屋市中川区北江町1丁目1-2
中部運輸局愛知運輸支局 輸送・監査担当
電話 052-351-5313

過積載 しない させない 許さない

- 重大事故の原因になります。



- 重大事故を引き起こすと事業経営に重い負担となります。



過積載運行は・・・

- 車両コスト増大と燃費低下につながります。



- 環境、道路に悪い影響をあたえます。



愛知県過積載防止対策連絡会議

- ◎愛知県 ◎愛知県警察本部 ◎中部地方整備局名古屋国道事務所
- ◎中日本高速道路株式会社名古屋支社 ◎中部運輸局愛知運輸支局
- ◎独立行政法人自動車技術総合機構中部検査部

過積載運行をすると・・・

荷主さん

荷主の関与が判明すると
荷主名が公表されます



- ①過積載車両の運送の要求等の禁止（道路交通法）
警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②協力要請書、警告書及び荷主勧告の発動（貨物自動車運送事業法）
過積載運行の再発防止等のための協力要請書を発出します。
荷主の主体的な関与が認められる場合、**荷主名が公表**されます。

運送事業者さん

運行管理者の資格取消や事業許可取消に
つながり、社会的信用が失われます



- ①自動車使用者に対する主な処分（道路交通法）
過積載運転に係る自動車の使用制限処分になります。
また、これに違反すると、**6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金**が科せられます。
- ②トラック運送事業者に対する処分基準（貨物自動車運送事業法）
車両停止処分（過積割合による）になります。
悪質な場合は、**事業許可の取消、運行管理者の資格取消の処分**もあります。

過積載の程度	初違反	再違反
5割未満	10日車	20日車
5割以上10割未満	20日車	40日車
10割以上	30日車	60日車



運転手さん

違反点数・反則金のほかに、事故を起こすと
民事訴訟で損害賠償責任が生じる場合も

過積載に係る運転者に対する罰則

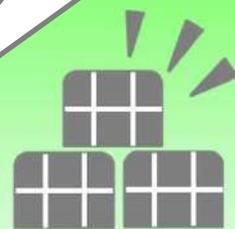
過積載の程度	大型車等		普通車	
	点数	罰金又は反則金	点数	罰金又は反則金
10割以上	6点	6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金	3点	35,000円
5割以上10割未満	3点	40,000円	2点	30,000円
5割未満	2点	30,000円	1点	25,000円

※大型車等は大型、中型、準中型、大型特殊、トローリーバス及び路面電車

荷主のみなさん！ 無理なお願いしていませんか？

あれも一緒にお願い。
まだ**最大積載量**まで
積んでないでしょ？

積んでしまうと
特殊車両通行許可重量を
オーバーしてしまうな・・・



ダメならばもう、
お宅とは **おしまい**
だよ？

道路法 (車両制限令)

特車取締りにおいて違反があった場合
違反者に対し荷主情報の聴取を行っています



長さ12m



幅2.5m



高さ3.8m



重さ20t



軸重10t

制限をひとつでも超える場合は、

特殊車両通行許可が必要です！

上記の他にも車両の最小回転半径、隣接軸重、輪荷重に制限が定められています。

無許可通行

100万円以下の罰金
(道路法第47条第2項)

特殊車両の誘導車について

誘導車の運転者は、誘導車講習の修了が必要です。

令和3年3月29日から誘導車は、1台の配置が基本となりましたが特殊車両で特に大きいものや重いものを運搬させようとする者等は、**交通環境に応じて誘導車や誘導員の追加配置の必要性を検討し、適切に配置することが必要です。**



特殊車両の
通行許可制度について

大型車両通行適正化に向けた
中部地域連絡協議会

東海商工会議所連合会・(一社)中部経済連合会・(一社)愛知県トラック協会・
(一社)岐阜県トラック協会・(一社)三重県トラック協会・(一社)静岡県トラック協会・
愛知県警察・岐阜県警察・三重県警察・静岡県警察・愛知県・岐阜県・三重県・
静岡県・名古屋市・静岡市・浜松市・名古屋高速道路公社・中日本高速道路(株)
・国土交通省中部運輸局・中部地方整備局

事務局：
国土交通省
中部地方整備局
TEL:052-953-8178

大型車両を通行させる際に必要となる法体系

道路管理者

特殊車両
通行許可

警察

制限外許可

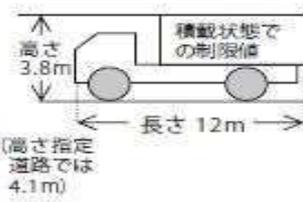
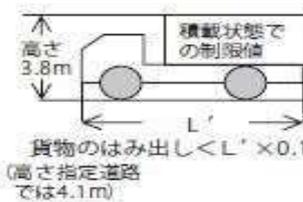
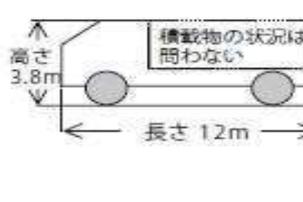
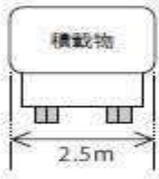
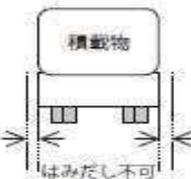
運輸支局

保安基準
緩和認定

車両制限令の制限値
を超える車両

車検証の幅・高さ
(3.8m)を超える車両等

緑色回転灯の取り付け、車両
の最大積載重量の緩和等

	道路法 ^{※1} (車両制限令)	道路交通法 ^{※2} (道路交通法施行令)	道路運送車両法 ^{※3} (道路運送車両の保安基準)
長さおよび高さの規定	 <p>高さ 3.8m 長さ 12m 積載状態での制限値 (高さ指定道路では4.1m)</p>	 <p>高さ 3.8m 長さ L' 積載状態での制限値 貨物のはみ出し $L' \times 0.1$ (高さ指定道路では4.1m)</p>	 <p>高さ 3.8m 長さ 12m 積載物の状況は問わない</p>
幅の規定	 <p>積載物 2.5m</p>	 <p>積載物 2.5m はみだし不可(車体端)</p>	 <p>積載物 2.5m 荷物の状況は問わない</p>
重量	 <p>軸重 10t 総重量</p> <p>高速自動車国道および 重さ指定道路(最大25t) その他の道路(20t)</p>	<p>規定なし</p>	 <p>軸重 10t 総重量(最大25t)</p>

大型車通行適正化に向けた中部地域連絡協議会

道路も車両も大切なパートナー



適正重量を守って通行しましょう

『積める重さ』と『運ぶる重さ』は違います！

道路運送車両法

～車両を守るためのルール～

『積める重さ』 = **最大積載量**

- ◆最大積載量は、車検証に記載された、車両が安全に走行するために積載できる荷物の限度重量です。最大積載量を超える荷物は積むことができません。
- ◆車両総重量は、荷物を積んだ状態での重さです。

車両総重量 = 車両重量 + 乗車定員の重量 + **最大積載量**

(これらの数値は車検証に記載されています。)



道路法

～道路を守るためのルール～

『運ぶる重さ』 = **車両総重量**

- ◆橋など道路を守るため、車両総重量に制限があります。

通行経路によっては最大積載量の荷物を積むことが出来ません。

- ◆重量制限を超える車両を通行させる場合には特車通行許可が必要です。



例えば

橋の重量制限が20トンの場合、車両総重量（車両+乗車定員+積み荷の合計）が20トンを超える車は通行できません。